

<添付図書チェックリスト(表示制度)>

		必要図書		必要図書で明示すべき事項等については以下を参照してください。	備考
耐震関係規定	耐震関係規定の適用の日以後に新築等の工事に着手し、検査済証の交付を受けた建築物	☐	検査済証	平25国交告1064	
	その他の建築物	☐	付近見取図	規則第28条第1項及び第33条第1項	
		☐	配置図		
		☐	各階平面図		
		☐	基礎伏図		
		☐	各階床伏図		
		☐	小屋伏図		
		☐	構造詳細図		
		☐	構造計算書		
国土交通大臣が定める基準	新耐震建築物	☐	検査済証	平25国交告1064	
	その他の建築物	☐	付近見取図	規則第33条第1項	建築物の用途等が分かる平面図と、構造が分かる図面一式が必要
		☐	配置図		
		☐	各階平面図		
		☐	基礎伏図		
		☐	各階床伏図		
		☐	小屋伏図		
		☐	軸組図		
		☐	部材リスト		
		☐	架構詳細図		
		☐	改修図		
		☐	構造計算書	規則第28条第2項	判定書の写しがある場合は不要
		☐	判定書の写し	細則第6条	判定書の写しの中に、耐震性能(改修前後等)が分かる資料を添付
		☐	検査済証		

※ 規則：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

細則：京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則